

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R5	都市整備局	公園維持課	76	結果	1	前金払理由の記載内容の充実	尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。 （緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運営業務委託）	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払に改めることとした。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	77	結果	2	前金払理由の記載内容の充実	尼崎市は、前金払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。 （西武庫公園維持管理運営業務委託）	尼崎緑化公園協会との本件委託業務については、財務状況を検証した結果、令和7年度の契約より通常払に改めることとした。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	79	結果	3	一者特命随意契約理由の記載内容の充実	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。 （道路植樹帯保護育成業務委託）	一者特命随意契約を締結する場合における随意契約の理由については、尼崎緑化公園協会の果たすべき役割や在り方などが重要な要素となるため、その検討を行っているところである。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	82	結果	4	一者特命随意契約理由の記載内容の充実	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	一者特命随意契約を締結する場合における随意契約の理由については、尼崎緑化公園協会の果たすべき役割や在り方などが重要な要素となるため、その検討を行っているところである。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	農政課	124	結果	5	仕様書への業務内容の正確な記載	尼崎市は、受託者がなすべき業務が明確となるように、仕様書に委託業務の内容を適切に記載すべきである。	農業公園における竹林除草等業務委託契約における仕様書において、受託者の業務範囲を明確に判明できるように業務内容の記載を改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	農政課	125	結果	6	再委託承認申請書・承認書の記載内容の不備	尼崎市は、再委託申請書の受付・承認段階で申請書に記載漏れ等があった場合は申請者に適切な申請書の再提出を求める必要がある。また、再委託先との契約書（写し）は、特段の事情がない限り入手すべきである。	再委託申請書に記載もれ等の不備がある場合は、受付段階で修正するように受託者に指示を行うよう取扱いを改めた。また、再委託がなされた場合における再委託先との契約書の写しについても、原則として入手するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	クリーンセンター	133	結果	7	一者特命随意契約理由の記載内容の充実（クリーンセンター産業物中継保管場所管理運営業務）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	クリーンセンター	134	結果	8	概算払理由の記載内容の充実（クリーンセンター産業物中継保管場所管理運営業務）	尼崎市は、概算払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。	尼崎環境財団への委託業務については、過去の監査結果に基づき、当該業務以外の業務において概算払から通常払に変更した経緯もあるなか、令和6年度の契約締結にあたっては、財務状況を検証のうえすべて通常払に改めたところである。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	クリーンセンター	136	結果	9	一者特命随意契約理由の記載内容の充実（資源リサイクルセンター等廃棄物運搬業務）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R5	経済環境 局	業務課	141	結果	10	一者特命随意契約理由 の記載内容の充実（不法投棄等防止対策業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境 局	業務課	143	結果	11	一者特命随意契約理由 の記載内容の充実（地域清掃ごみ等収集運搬業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境 局	業務課	144	結果	12	一者特命随意契約理由 の記載内容の充実（駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境 局	業務課	146	結果	13	一者特命随意契約理由 の記載内容の充実（し尿収集運搬等業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和7年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。	改善済	—	令和6年2月21日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ：市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R4	資産統括局	資産税課	110	結果	7	貧困等による減免の申請なき更新処理に関する条例上の疑義	尼崎市は、貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免が、市税条例の根拠なしに適用されている状況を解消すべきである。具体的には、市税条例、固定資産税減免事務取扱要領又は固定資産税減免事務取扱基準の修正が求められる。	生活保護法に基づく扶助を受ける者に対し、固定資産税の減免事由が前年度から継続していることが確認できる場合においては、申請書を提出することなく職権による減免の適用をすることができるように、令和6年2月議会において市税条例を改正した。また、これに合わせて令和6年4月に固定資産税減免事務取扱要領を改正した。	改善済	貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免について、生活保護の所管課からの依頼をもって減免申請があったものとみなすよう、市税条例を改正するとともに、固定資産税減免事務取扱要領及び固定資産税減免事務取扱基準を整理する予定である。	令和5年2月22日
R4	資産統括局	資産税課	115	結果	8	過年度課税の拡大余地	尼崎市は、土地家屋について、過年度に課税漏れ又は課税誤りであったもので、課税要件を充足していた証拠がある場合に過年度分まで遡及課税を行うことに関し、対応指針をより精緻化すべきである。	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、固定資産税・都市計画税における遡及課税実施基準を作成した。	改善済	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、マニュアルを作成する予定である。	令和5年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和2年度＞監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R2	総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	結果	2	【普通財産（戸ノ内町3丁目）】 長年無断で利用されている土地について、適切な貸付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。	市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う必要がある。 今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないような措置を講ずる必要がある。 また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見だしにくいのであれば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土地について、売却手続を検討する必要がある。	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施したことから、今後当該土地の売却に向けた処理を進めていく。 なお、当該土地にはフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	検討中	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを、令和5年10月に裁判所に提起した。 なお、当該土地には令和4年度までに監視カメラやフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R2	経済環境局	経済特命担当	180	結果	9	【アミング潮江駐車場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	アミング潮江のウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、来街者用を本市と株式会社ジェイアール西日本ホテル開発が、居住者用をＪＲ西日本不動産開発株式会社が共同して所有し、それぞれの駐車場が発券機を含む出入口を共用し、１つの駐車場管理システムにて入出庫管理を行っている。このシステム親機は管理者が２４時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体（住宅・商業施設・ホテル）を監視する防災センター室（プラスト駐車場管理室を兼ねる）に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営を行っている。このため、市の意向のみで駐車場の管理運営事業者を決定することはできない状況にあることから、駐車場の管理運営事業者の公募について、共同所有者との協議を行ったが、協議が整わなかった。 他方で、アミング潮江イースト駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として令和９年度末まで貸付を継続することとしており、令和１０年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和６年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	検討中	アミング潮江のウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、来街者用を本市と株式会社ジェイアール西日本ホテル開発が、居住者用をＪＲ西日本不動産開発株式会社が共同して所有し、それぞれの駐車場が発券機を含む出入口を共用し、１つの駐車場管理システムにて入出庫管理を行っている。このシステム親機は管理者が２４時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体（住宅・商業施設・ホテル）を監視する防災センター室（プラスト駐車場管理室を兼ねる）に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営を行っている。このため、市の意向のみで駐車場の管理運営事業者を決定することはできない状況にあることから、駐車場の管理運営事業者の公募について、共同所有者との協議を行ったが、協議が整わなかった。 他方で、アミング潮江イースト駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として令和９年度末まで貸付を継続することとしており、令和１０年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	令和3年2月22日
R2	経済環境局	経済特命担当	189	結果	12	【さんさんタウン駐車場・集会場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を収受できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	塚口さんさんタウン駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として、令和９年度末まで貸付を継続することとしており、令和１０年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。また、集会室についても、駐車場と同時期にプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定であり、令和６年度においても、昨年度から状況に変わりはない。	検討中	塚口さんさんタウン駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として、令和９年度末まで貸付を継続することとしており、令和１０年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。また、集会室についても、駐車場と同時期にプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧											
＜令和元年度＞監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について											
指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R1	こども青少年局	保育管理課	118	結果	4	【施設型給付費】施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。	令和5年度に実施した特別指導監査において、人員配置に関する調査を行うことで確認監査の実施に向けた事例ができた。 一方で、実施に向けた人員体制、具体的な手法や担当課の選定等については、関係課と協議を継続しているところである。	検討中	確認監査の実施に向け、人員体制や具体的な手法等について、関係課と協議を継続しているところである。	令和2年2月21日

平成２７年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧											
＜平成２７年度＞監査テーマ：債権管理事務について											
指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H27	経済環境局	しごと支援課	230	結果	158	分割納付の署名捺印が得られていない案件について	当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決裁等についての文書は残されていない。 なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。 口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。 時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書を入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭により分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となっては、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書を入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。 また、関連する条例や規定（「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」）には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。	令和6年度は、4月22日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた。 なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。 一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年程度かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分納誓約書への署名捺印を求めていく。	検討中	令和5年度は、4月19日に郵送により、滞納者に納付書及び分納誓約書を送付して、引き続き月1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を求めた。 なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をするごとに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分納誓約書の文書化には至っていない。 一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年程度かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分納誓約書への署名捺印を求めていく。	平成28年2月22日

平成２５年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成２５年度>監査テーマ：債権管理事務について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H25	福祉局	高齢介護課	112	結果	171	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の必要を検討する必要がある。	平成29年1月に、貸付料の減額基準のうち「社会福祉法人等において、社会福祉事業の用に供する場合」の減額率を1/2減額と決定し、以前から市有地を無償で貸付けている社会福祉法人等（以下「法人」という。）については、経過措置を講じた上で有償化を図っていく旨の方針が定められた。 この方針に基づき、障害者福祉施設及び保育園の用途の貸付けとあわせ、法人と貸付料の有償化に向けた協議を行ってきたが、法人から理解を得られない状況であった。これまでの協議状況を踏まえ、今後の対応について庁内検討した結果、「市が社会福祉施策として無償貸付けすることを条件に施設を誘致等してきたものであること」や「法人は市の社会福祉施策を担っており、貸付料有償化の理解を得られないことを理由として、市は契約更新を拒絶するという選択肢はないこと」などから、これまでの方針を改め、以前から市有地を無償で貸付けている法人については、減額基準を適用せず、無償貸付けを継続することとした。	見解の相違	公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。 市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法（訴訟等）で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、平成30年に法人との協議を休止した。 その後、令和2年度末をもって土地の貸付契約期間である5年を経過することから、令和3年4月に従前の契約と同条件で貸付契約を更新した（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）。今後、法人との協議を再開するにあたり、社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。	平成26年2月18日
H25	福祉局	高齢介護課	183	結果	174	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。	グループハウスは、高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が期待される施設である。 事業見直しについては、現在でも新規入居者の申込みが断続的になされているところであり、入居者の生活環境の変化による認知症の進行など、検討に当たり、配慮が不可欠である。 また、事業規模の拡大については、財政状況にも留意が必要であり、直ちに対応することは困難である。	検討中	当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室やサークル活動の場としての提供などの介護予防事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、現在活動を中止している。しかし、施設運営の方向性としては、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。 また、これから高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設ニーズが高まることも予想される。しかし、限られた市域面積の中で、上記の施設を建設していくことも難しいことから、多様な高齢者の住まいの一つとして、当該グループハウスのあり方を検討していく。	平成26年2月18日

平成 2 3 年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成 2 3 年度> 監査テーマ：債権管理事務について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
H23	教育委員 会事務局	スポーツ 推進課	249	結果	188～193	自動販売機の使用許可の原則公募について 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。 【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で、指定管理者の創意工夫の下、実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはないが、スポーツ振興事業団の在り方も含めて検討を行っている。	検討中	本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはない。一方で、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらの検討を進めるにあたり、自主事業全体の整理と合わせて検討を進めていく。	平成24年2月20日